

2011 年 10 月 24 日 (月)
第 7 回 総会 16 : 00 ~ 17 : 00
第 8 回 総会 17 : 00 ~ 18 : 00
於 : 衆議院第 2 議員会館 民主党 A 会議室

民主党 経済連携 PT 総会 (第 7 回) 次第

1. 鉢呂座長 挨拶

2. 医療関係団体よりヒアリング

- | | | | |
|-----------|------|--------|--------|
| ・ 日本医師会 | 副会長 | 横倉義武 様 | 中川俊男 様 |
| ・ 日本歯科医師会 | 副会長 | 宮村一弘 様 | |
| ・ 日本薬剤師会 | 副会長 | 山本信夫 様 | |
| ・ 日本看護協会 | 専務理事 | 菊池令子 様 | |

3. 質疑応答

以上

民主党 経済連携 PT 総会 (第 8 回) 次第

1. 鉢呂座長 挨拶

2. 経済関係団体よりヒアリング

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ・ 日本経済団体連合会 | 住友化学代表取締役専務執行役員 | 高尾 剛正 様 |
| ・ 日本商工会議所 | 専務理事 | 中村利雄 様 |
| ・ 全国商工会連合会 | 常務理事 | 後藤 準 様 |
| ・ 経済同友会 | 副代表幹事・経済連携委員会委員長 | 藤森義明 様 |
- (株式会社住生活グループ取締役・代表執行役社長兼 CEO)

3. 質疑応答

以上

医療分野における規制改革の問題点と TPP参加に対する日本医師会の見解

民主党経済連携プロジェクトチーム

2011年10月24日
社団法人 日本医師会

日本医師会の基本的見解

日本医師会は、国民皆保険の堅持、医療の安全と安心の確保が約束されない限り、TPPへの参加を認めることはできない。TPPそのものを否定し、根拠のないことに対して、懸念を抱いているわけではない。

また、政府はTPPへの参加問題を契機に、医療の営利産業化を推進し、混合診療の全面解禁、医療への株式会社参入などの規制改革を進めるべきではない。

医療は、国が責任を負うべき社会保障だが、政府が医療を成長牽引産業と位置づけてから、営利を追求する意見や動きが目立ってきた。

日本の公的医療保険は、米国から、市場原理主義の導入を求められてきた

国民の、「いつでも」「どこでも」「誰でも」同じ医療を受けられるという
思いが、日本の公的医療保険を堅持

2010年6月 政府「新成長戦略」を閣議決定

・医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置づける

2011年2月 日米経済調和対話

・米国医薬品産業が日本市場参入を狙う

2011年4月 規制・制度改革に係る方針 閣議決定

・医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し

2011年6月 総合特区法成立

・特別養護老人ホームに営利企業が参入

2011年7月 規制・制度改革に関する分科会 第二次報告書

・公的保険の適用範囲の再定義、国際医療交流

社団法人 日本医師会

2

日本では国民皆保険の下、いつでも、どこでも、誰でも同じ医療を受けることができる。しかし、最近、国民皆保険の崩壊につながりかねない意見が目立つ。

財政が厳しいので
健康保険からの
給付を減らすべき？

外国人の医師や
患者を積極的に受け
入れるべき？

企業が病院を経営
すれば効率的に
なる？※)

お金がある人は
自由価格で最新の医
療を受けられるよう
にすべき？

※) 日本では法律によって営利を目的とした病院・診療所の開設は制限されている。

社団法人 日本医師会

3

なぜ外国資本を含む企業などが医療に参入することが問題か

日本の公的医療保険では、治療費などは診療報酬で決まっており、営利を目的とする企業や、高額報酬を目指す人材には魅力がない。



外資系企業や
日本の企業



外国人医師

営利企業の病院は、高額な自由診療を行ないたいので、混合診療の全面解禁を主張する。あるいは、自由診療しか行なわない。しかし、国民はお金がなければ、高額の自由診療は受けられない。

高額自由診療の病院が増えると、国は、病院は主に自由診療で良いという方向に持っていく、公的医療保険の診療報酬を引き上げない。公的医療保険で診療していた地方の病院などが立ち行かなくなる。

国民皆保険の終焉へ

なぜ医療機関は営利を追求してはならないのか

公的医療保険の日本では、医療法人の利益は、地域の医療をよりよくするため、再投資（設備や人材に投資すること）に回される。

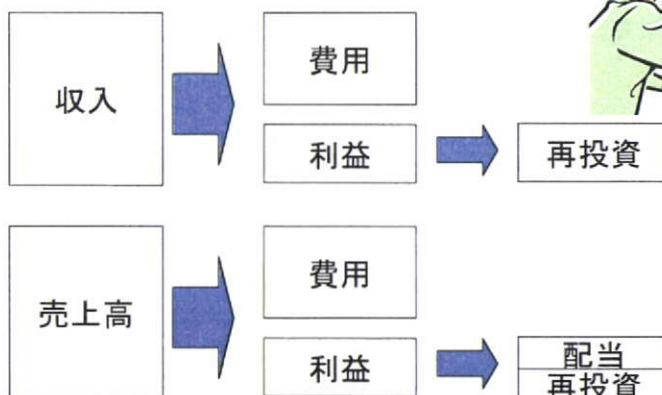
株式会社は、再投資のための原資に加えて、株主に配当するための利益が必要である。しかし、公的医療保険下の診療報酬では大きな利益を確保できない。株式会社は、配当を確保した上で、医療法人と同じように再投資をしようとして、無理なコスト削減や、無駄な検査などを行なうおそれがある。



医療法人



株式会社



日本の医師不足は外国人医師の受け入れでは解決しない

日本では、医師不足を理由に外国人医師を受け入れてはという意見もあるが・・・



- 公的医療保険の診療報酬では、外国人医師に高額な給与を支払えないので、病院は高額の自由診療を目指し、混合診療の全面解禁を要求するか、自由診療しか行なわない。高額な自由診療はお金のない人は受けられない。
- 公的医療保険で医療を行なう病院が減っていく。
- 外国人医師にならって、日本人医師も高額給与を希望する。ダメなら海外へ流出する。
- 日本人医師と外国人医師のクロスライセンス(お互いの国の医師免許を認めること)によって外国人医師を受け入れた場合、医療の教育水準の違いから、日本の医療水準が低下する危険もある。

日本の医療は、高い医療水準が確保されている日本の医師免許の下で行なうべき。また、医師不足は、日本の医師数増加によってきちんと解決すべき。

社団法人 日本医師会

6

外国人患者を治療すること

それは、医師としての責務である。しかし、営利目的で、組織的に外国人患者を招致することには問題がある。

最初は、特定の病院が外国人富裕層を高い自由価格で診療する。

他の経営が厳しい病院が、ワラをもすがר思いでつづく。

公的医療保険で治療を受けてきた日本人の治療が後回しにされる。

日本人の中にも、高い自由価格でも支払うので、優先的に治療してほしいという声が出てくる。あるいは、検査だけなど部分的であれば、高い価格を支払えるので、混合診療を全面解禁すべきだという声上がる。

公的医療保険に頼っている日本人が、医療から締め出される。



社団法人 日本医師会

7

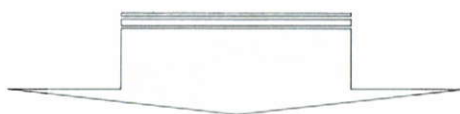
混合診療とは

公的医療保険で認められている診療（保険診療）と、認められていない診療（保険外診療）を同時に受けること。

たとえば、保険診療と国内未承認薬の処方（保険外）を同時に受けると・・・

診療は不可分一体なので、混合診療で問題が発生した場合に、公的医療保険の信頼性も損なわれる。そのため現在では、「保険診療の全額自費＋保険外の全額自費」を負担する。

これを「保険診療の一部負担（若人なら3割）＋保険外の全額自費」にしようというのが、「混合診療解禁」の考え。



混合診療を解禁すべきとの声もあるが、すでに混合診療はきちんとしたルールの下で一部解禁されている。

混合診療はすでに一部で解禁されている

先進医療などは、安全性・有効性の確認が重要であるため、すぐに公的医療保険の給付対象になるわけではない。しかし、安全性・有効性の評価をしている間は、「評価療養」として、

「保険診療の一部負担＋先進医療の全額自費」

で良いという仕組みがある。差額ベッドなども、「選定療養」として、同様の負担で良い。

保険外併用療養が認められているもの

評価療養

一定の安全性・有効性が確認された先進医療（新しい技術、医薬品、医療機器）などで、公的医療保険に組み入れることを前提としたもの

選定療養

- ・差額ベッド
- ・予約診療
- ・200床以上の病院の初診・再診
- ・歯科の金合金

など

日本医師会が反対しているのは、混合診療の「全面」解禁

混合診療の全面解禁は、どんな場合でも「保険診療の一部負担＋保険外の全額自費」にしようということ。しかし結局のところ、保険外の全額自費を支払えるのは、高所得者に限られる。

混合診療が全面解禁されると・・・

先進医療や新薬は、その部分の全額自費で受けられるようになる。ただし、全額自費部分を支払えるのは高所得者のみ。

先進医療や新薬が全額自費で受けられるようになると、国は、公的医療保険に組み込もうとしなくなる。

※公的医療保険の医療が少なくなると、国の医療支出も減るので、とくに財務省などは混合診療の全面解禁を後押しする。

そして将来—

公的医療保険で受けることができる医療などは少しだけに。



社団法人 日本医師会

10

TPPでは、日本の公的医療保険は対象にならないのか

政府は、「これまで公的医療保険は、TPP協定交渉国間のFTAでも適用除外ともされているとおり、TPPでも議論の対象となっていない模様である。仮に、交渉に参加する場合には、政府としては、安心・安全な医療が損なわれないように対応する」※)とのスタンス。



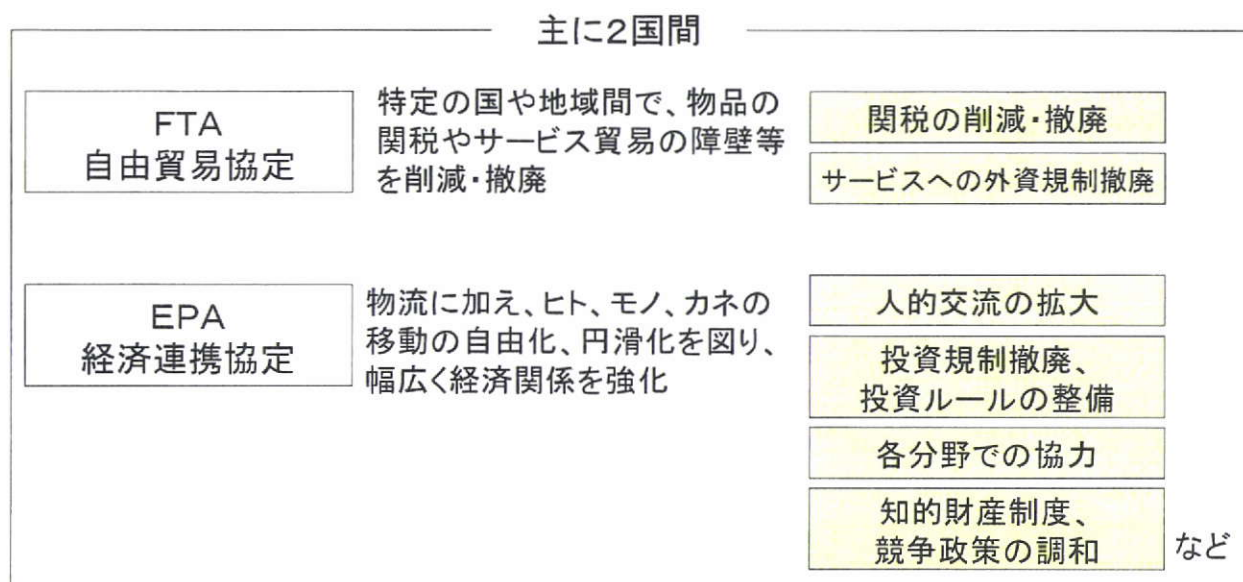
どのように対応するのか、国民が納得できる説明を

※)2011年10月14日、藤村官房長官記者会見における発言要旨

社団法人 日本医師会

11

TPPは、例外のない貿易自由化であり、たとえば、「公的医療保険はFTAでは対象外だった」と言われても安心できない。



高い水準の自由化を目指すTPPは、FTA、EPAの枠組みをはるかに超えると予想される。

社団法人 日本医師会

12

これまで、米国は日本に医療の市場化を要求してきた。年次改革要望書に変わる日米経済調和对話でも、米国の製薬メーカーの市場拡大のため、日本の医療政策決定プロセスへの干渉を強めている。

米国からの医療の市場化要望

2001年10月（小泉内閣） 米国「年次改革要望書」

- ・日本の医療に市場原理を導入することを要求

2010年3月（鳩山内閣） 米国「外国貿易障壁報告書」

- ・日本の医療サービス市場を外国企業へ開放することを要求

2011年2月（菅内閣） 日米経済調和对話 米国側関心事項

- ・新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出加算）
新薬創出加算を恒久化し、加算率の上限を廃止
- ・市場拡大再算定
企業の最も成功した製品の価値を損なわないように同ルールを廃止
- ・外国平均価格調整ルール（FPA）※
製品が平等に扱われるようFPAルールを改定

※）FPA: Foreign Price Adjustment Rule（日本における価格が外国平均価格より高いか低いにかかわらず、製品が平等に扱われるようにするルール）

社団法人 日本医師会

13

米韓FTAでは医薬品・医療機器等への米国の圧力が強い。今後、公的医療保険そのものが揺らぐおそれを否定できない。

米韓FTA

第5章 医薬品・医療機器

- ・両国の規制当局が安全かつ有効と承認した医薬品、医療機器に対する償還額の決定は、市場競争価格に基づくものであること。
- ・韓国は、価格決定、医薬品および医療機器の償還について申請者の要請にもとづきレビューする機関を設置すること。この機関は、両国の中央政府の保健医療当局から独立した機関とすること。

第18章 知的財産

医薬品の販売認可に時間がかかり、有効特許期間が不当に短縮された場合、特許期間または特許権の期間の調整を可能にする。

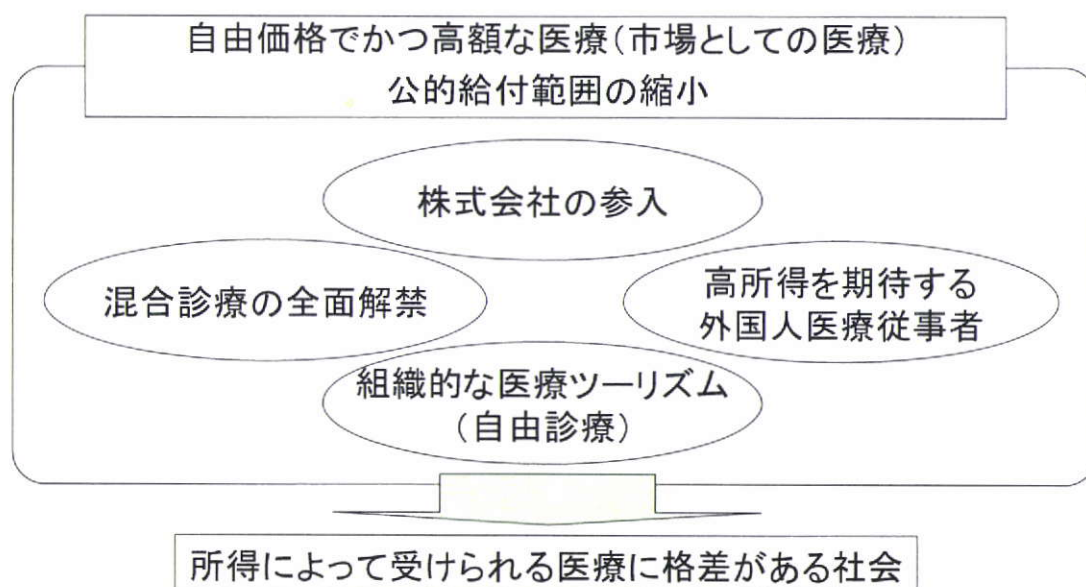
2011年10月12日 米国議会で法案採択

社団法人 日本医師会

14

規制制度改革やTPPの流れがこのままいくと・・・

第一の懸念は、公的医療保険がTPPの対象になること。第二の懸念は、TPPをきっかけに、医療の市場化を容認する考えが広がること。



日本医師会は、全力をあげて、国民皆保険を守ります

社団法人 日本医師会

15

経済連携の推進とTPPに対する経団連の考え方

2011年10月24日
日本経済団体連合会

1. EPAに関する基本的考え方（米、中国、EUとの経済連携強化）

2020年FTAAP構築に向けて、ASEAN+3・日中韓FTA、ASEAN+6、TPPを並行して推進するとともに、日EUEIAを締結

2. TPP交渉への参加のメリット

（1）ビジネス拡大・円滑なビジネス環境の実現

- ① 高度な技術を活かした製品・部品の関税撤廃
- ② 中小企業振興（通関手続き円滑化）
- ③ 技術で稼ぐための知的財産保護
- ④ 新ビジネス拡大（インターネットを通じたサービス貿易の促進）
- ⑤ インフラ輸出促進（政府調達市場開放、外国投資の保護）

（2）グローバルルール形成への参画

（3）通商戦略推進の挺子としてのTPP

3. 早期の参加表明の必要性

- （1）韓国との競争条件の格差の拡大
- （2）来月の大枠合意実現の見込み

4. 不参加のデメリット（空洞化と雇用・成長への悪影響）

5. 農業の競争力強化と成長産業化

- ・ 農業は、国民に食料を供給するとともに、地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割
- ・ 力強い農業の実現に向けて、政策手段を総動員し国内農業の改革を推進し競争力強化と成長産業化を図る、地域の合意形成を推進
- ・ 国際交渉においては、高いレベルの経済連携を目指しつつ、わが国の事情を考慮した国境措置の取扱いなどを確保
- ・ 国内構造改革と国際交渉の進展を踏まえ真に必要な国内対策を総合的に実施
- ・ 環太平洋パートナーシップ（TPP）をはじめとする経済連携の推進と国内農業との両立を確保、経済界も農業の改革努力に最大限協力

以 上

中小企業政策に関する要望

平成23年10月24日

全国商工会連合会

I 東日本大震災被災地に対する継続的な支援の実施

1. 東日本大震災被災地に対する支援

(1) 被災地における小規模企業の復興に係る国の継続的な支援

東日本大震災による被害が特に大きな地域の復興は、平成24年度以降になることが見込まれることから、こうした地域の小規模企業に対する強力な支援が今後も実施されるよう要望する。

また、被災した商工会館復旧に係る支援等、小規模企業支援体制を復旧するために必要な国の支援についても平成24年度以降、引き続き実施されるよう要望する。

(2) 二重ローン問題への対応

政府は、二重債務問題解消のためのスキームを打ち出したが、被災地域では、未だ復興計画等が定まらないため、事業再生計画の妥当性や土地等資産の価値が判断できずに、新規融資実行の障害となっている。

こうしたことから、一日も早い被災地域、被災企業の復興を成し遂げるため、国が積極的に関与して、復興計画や事業再生計画策定の支援をはじめ、被災事業者の債権買い取りに柔軟に対応するなど、中小・小規模企業の二重ローン問題を解決するためのきめこまやかな支援の枠組みを速やかに構築するよう要望する。

(3) 震災関連金融の拡充及び被災地復興税制の導入

災害マル経、東日本大震災復興特別貸付、東日本大震災復興緊急保証等の震災関連金融制度が、平成23年度1次補正予算で講じられているが、被害の大きい地域の復興は24年度以降に本格化するものと思われる。そのため、貸付規模の拡充に加え、制度の運用についても、融資対象の弾力化、金利のさらなる低減、返済・据置期間の延長、震災関連融資制度を活用した既往債務の借り換え容認など、被災中小企業にとって実効性のある支援策となるようさらなる拡充を要望する。

また、壊滅的な被害を受けた中小・小規模企業の再生、事業基盤の確保・安定及び新たな投資促進を図るため、被災県を復興特区に指定し、中小企業の法人税や所得税を減免するなど被災地復興を支援するための税制の導入を要望する。

(4) 地域経済及び中小企業の活力を損なわない復興財源の確保

東日本大震災の復興財源としては、様々な形が議論されている段階であるが、増税に依存する財源の確保については、リーマンショック以来の景気低迷で、かつてないほど厳しい環境に置かれる地域経済や中小企業の活力に決定的な打撃を与え、我が国の国際競争力を損なう恐れが大きい。

したがって、復興財源の確保に当たっては、地域経済・中小企業の状況に十分に配慮し、慎重に対応することを要望する。

2. 原発事故及び電力供給不足への対応

(1) 原発事故の早期収束及び事故被災者への補償の実施

福島第一、第二原発事故は、福島県内はもとより、観光業をはじめ、輸出関連業、さらには、避難区域と主たる取引のある企業など全国各地の中小・小規模企業の経営に多大な影響を及ぼしている。

このため、中小・小規模事業者が安心して事業を継続できる環境を整えるようにするため、工程表の前倒しを図り早期に原発事故を収束させるとともに、わが国及びわが国製品が安全であることを国をあげて内外に発信するよう要望する。

また、直接被害はもちろんのこと、風評・間接被害を被った中小・小規模企業も漏れなく賠償されるよう、全国各地の中小企業に対する賠償基準の周知徹底や相談窓口機能の強化拡充を要望する。

(2) 原発の安全性の確認と電力の安定供給の実現

現在、点検等により、全国の原発が停止し、電力供給が安定的に行われていない状況であり、節電余力の少ない、中小・小規模企業は操業時間の変更や休業等の措置により、費用や労力の面で大きな負担を被っている。

電力の安定供給を図るため、原発を再開する際には、国が早期に安全性を見極めたうえで実施するとともに、代替エネルギーとして期待される再生可能エネルギーの活用にあたっては、電気料金の値上げにより、中小・小規模事業者が過度に負担

を負わないよう要望する。

(3) 省電力設備等導入への支援策の拡充

本夏の計画停電の影響が企業活動に大きな痛手を与えたことから、中小・小規模企業においても、電力不足対策の重要性の認識や省電力対策への取組の機運が盛り上がってきている。

このため、中小・小規模企業が太陽光パネルなどの自家発電設備や省電力機器・器具の導入促進するための助成金制度、優遇税制の創設など、省電力への取組支援策の拡充強化を要望する。

Ⅱ 地方に活力を与える景気対策の実行、中小・小規模企業対策の拡充

※印の項目については平成23年度第3次補正で一部前倒しで措置いただきたい。

1. 地方に活力を与える景気対策の実行 ※

我が国経済は、東日本大震災の影響がある中で着実に持ち直してきているとされているが、地方の中小・小規模企業は、消費マインドの冷え込み、急激な円高に伴う生産調整による売上減等のため、極めて厳しい経営環境が続いている。

このため、必死に頑張っている中小・小規模企業を支援するために、必要な震災対策を盛り込んだ第3次補正予算を一日も早く成立させるとともに、内需を喚起する大型の景気対策を直ちに実施いただくよう要望する。

2. 地域経済を疲弊させる急激な円高への対応 ※

現在の急激な円高は、中小・小規模企業にとって多大な影響があるばかりでなく、中小企業と様々な取引関係のある大企業の海外進出による産業の空洞化を招きかねず、地方経済をこれまで以上に疲弊させることが懸念される。

ついては、東日本大震災や急激な円高等により、自助努力による経営改善が困難となっている中小・小規模企業に対する資金繰り支援や、企業が我が国に立地していることによるメリットを享受できるような施策を講じるよう要望する。

3. 小規模企業の生産性向上を推進する記帳機械化等オンライン化推進事業の創設 ※

都市と中山間地域の情報格差解消、電子申告の推進、農商工連携による一次産業の生産性向上、最低賃金引上げのための生産性向上などの観点から記帳財務データの管理による小規模企業の経営基盤強化、生産性向上を推進するための「記帳機械化等オンライン化推進事業」の創設を要望する。

4. 小規模企業対策予算の拡充

「小規模事業経営支援事業費補助金」については平成18年度から、税源とともに都道府県に移譲されたが、財政の逼迫等の影響により、ほとんどの都道府県において予算が縮減されるなど、小規模事業者に対する支援が大きく後退することが懸念される。

全国の小規模・零細企業に対し均質な経営支援を実施すべきとの観点から、国直轄の小規模企業対策予算の大幅な拡充を要望する。

併せて、中小企業支援ネットワーク強化事業などで実施している経営革新、創業・転業、事業承継支援の充実を要望する。

5. 小規模事業者の販路開拓支援の拡充 ※

地域経済を支える小規模事業者等が主体となって地域資源を活かした新製品開発や観光開発等を行い、全国的な販路開拓、観光PR等を幅広く支援する「小規模事業者地域資源活用新事業全国展開支援事業」の拡充を要望するとともに、被災した地域が取り組む事業については定額補助とするよう併せて要望する。

また、大震災等により取引先の消滅や風評被害を受けた小規模事業者等を支援するため、共同利用できる軽自動車を商工会に配備し、近隣地域で訪問販売するなど新たな販売・取引機会を提供する事業を要望するとともに、地域外の消費者に対する風評対策として、大型トレーラーで全国主要都市を巡回して地域産品の移動販売や観光PRを行う事業の創設を要望する。

さらに、海外への販路開拓のため、複数の中小企業の協働による商品開発や市場開拓を支援する「JAPANブランド育成支援事業」の拡充を要望する。

6. 農商工連携等の推進

農林水産業と商業及び工業との連携推進を支援するため、農林漁業者の農林水産品と商工業者が保有する加工等の技術や販売ルート等をマッチングさせる出会いの場を提供する事業の創設を要望する。

また、各地の大学・専門学校等と連携し、学生の地元中小企業への新規就労支援や中小企業の従業員の資質向上を図るための研修を行う事業の創設を要望する。

7. 創業・経営革新支援の取り組み強化等による雇用の拡大

わが国経済を持続的に成長させるためには、創業や経営革新への取り組みに対する支援を強化し、地域における雇用の拡大や新たな需要を喚起し続けていくことが重要である。ついては、「起業100万社」の着実な実現を図るため、以下の内容を含めた支援策を強力に推進すべきである。

- (1) 学校段階からの起業家・中小企業教育や、広く一般を対象とした啓発の実施
- (2) 事業計画や経営革新計画の立案に向けた実践的講座の実施
- (3) 創業・経営革新に係る融資制度の拡充等

8. 中小企業金融の拡充

東日本大震災等による経済の落ち込み等の影響もあり、中小企業の資金繰りについては引き続き極めて厳しい状態が続いている。

平成23年度末で期限を迎える、マル経制度（一般枠）の拡充措置や金融円滑化法については、再度、延長を図り、中小企業の資金繰りを支援するとともに、信用力の乏しい中小企業の切実なニーズに応えられるよう、マル経制度や政策金融におけるさらなる制度拡充（金利低減等）を要望する。

9. 中小企業関係税制の改善

- (1) 消費税の安易な税率引き上げ等に反対

震災直後の落ち込みからようやく回復の兆しが見えてきた状況で、消費税率の引き上げを実施すれば、景気や消費が再度冷込むだけでなく、立場の弱い中小企業、特に小規模企業に大きな負担がのしかかり、復興や景気回復に向けた動きを止めてしまうこととなる。

そのため、消費税率の安易な引き上げは行わず、まずは、無駄な歳出削減を済ませてから税体系全体の見直しを実施し、地方の小売業、下請け関連業種などの意見を十分聴取するとともに、納税義務者である中小・小規模企業に及ぼす影響を調査するなどし、中小・小規模企業の経営環境をこれ以上悪化させないよう特段の配慮をすべきである。

(2) 中小企業の法人税の軽減税率の引き下げ及び個人事業主に対する支援策の拡充

中小企業に対する法人税の軽減税率は、現在、暫定措置により22%から18%へ引き下げられているが、中小・小規模企業の資金繰りの改善等を一層推進するため、11%程度への引き下げを実施するよう要望する。

また、厳しい経営環境を強いられている個人事業主に対しても税制面の手厚い支援策を講じることにより、経営形態による課税格差を縮小すべきである。

(3) 市町村合併前に課税団体でなかった地域に対する事業所税の非課税化等

昨今の市町村合併により商工会地域が都市に組み込まれたことに伴い、従来は事業所税が課税されていなかった商工会地域の事業者にも新たに事業所税の負担が生じるケースが出てきている。

このため、市町村合併前に事業所税の課税団体でなかった地域については、事業所税を非課税にすることを要望する。

10. 商工会など公益性の高い法人に対する寄附金控除の実現

東日本大震災により被害を受けた商工会等に対する義援金については、平成23年12月31日までの間、所得税法における「震災関連寄附金」又は法人税法上の「指定寄附金」として指定を受けた。

商工会等は、かねてより、まちづくりや地域コミュニティの維持活動に取り組み、今般の震災では、いち早く被災者支援活動を行うなど、幅広い公益性の高い事業を実施してきており、各地域において欠かせない存在となっている。

こうしたことから、商工会など公益性の高い団体を恒久的に寄附金控除の対象に加え、損金算入限度額を拡大するなど、寄附金税制の拡充を図るよう要望する。

11. 中小企業の社会保険料負担の軽減

健康保険の料率引き上げは、中小企業の倒産や雇用の悪化を招きかねないことから、中小企業の加入者が多い協会けんぽの財政状況を改善するため、すみやかに国庫補助の割合を16.4%から法律本則の上限(20.0%)に引き上げるよう要望する。

また、短時間労働者への社会保険適用拡大については、適用対象の範囲や全体の枠組みを示した上で経営面、とりわけ、雇用、賃金などの観点から中小企業への影響に配慮するなど慎重に検討されたい。

12. 労使双方に配慮した雇用規制の見直しについて

高齢者雇用及び有期労働契約に関する規制の見直しについて、労使双方の個々の事情を斟酌せず一律的規制することは、労働者の多様な労働形態や中小企業の活動を著しく制限することにつながり、結果として、雇用への悪影響を及ぼすことになりかねない。

したがって、規制の見直しにあたっては、様々な労働形態の労働者や雇用の実態を十分に調査するとともに、労使双方の意見を聴取するなど、雇用実態に配慮すべきである。

13. 海外の需要を取り込むためのTPPを含めた貿易自由化の取り組み

米国や欧州等と関係を強化し、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を取り込む観点から、TPP、日EU・EIA、日中韓FTAを一体的かつ集中的に推進する動きが強まっている。

こうした中、政府においてはTPPへの交渉参加の方針を明確にしているが、農林水産業を基幹産業とする地域等においては、TPPへの参加によって地域経済の衰退を招きかねないと懸念する声も多く、慎重な対応を求めている。

については、高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生推進本部」で早急に最終結論を出したうえで、農商工連携や海外展開支援の一層の強化等を通じて、中小・小規模企業、農業者や地方経済の活性化が図られるよう、地域振興策を含む具体的施策を着実に実行していくことを強く要望する。

Ⅲ まちづくりの支援、地域コミュニティの維持

1. 被災地域の再生

東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた地域においては、抜本的なまちづくりが必要となる。

国においては、各地の実情に応じた、土地権利関係の整理やインフラの整備等を通じて、被災地域の商工業及びコミュニティの再生・発展を図るために必要な施策を講じることを要望する。

2. 地域コミュニティ維持活動の強化

現在、地方では地域コミュニティの疲弊が著しいが、東日本大震災などの災害時には、行政機能やライフラインの復旧までの間、また、その後の地域の復興について、地域コミュニティの果たす役割は大きい。

地域社会の保全、災害時の受け皿として、商工会等が取り組む防犯・防災活動、高齢者等地域住民の生活不便の解消などコミュニティ維持活動に係る支援策を要望する。

3. 地方の活力再生に資する「まちづくり」に対する支援

大型店の出退店によって、地域の中小小売業が非常に大きな影響を受けている状況に鑑み、各都道府県において、まちづくり条例を制定することを支援するとともに、国等に対し、現行のまちづくり3法を見直し、消費者の買い物利便性の確保や地域コミュニティ維持の観点に立った、新たなルールづくりを導入するよう要望する。

商 工 会 地 域 の 状 況 等

平成23年10月24日
全国商工会連合会

商工会とは

商工会は、「商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）」に基づく認可法人で、主として町村における商工業の総合的改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立された地域総合経済団体

商工会会員数（874,561）

H23.4.1

建設業 180,417

製造業 127,529

卸売業 26,502

小売業 214,139

飲食店宿泊業 95,249

サービス業 158,112

その他 72,613

組織率 58.8%

商工会青年部員数
46,293人

商工会女性部員数
113,418人

支援

商工会（1,719）

市にある商工会 840

町にある商工会 692

村にある商工会 148

その他の商工会 39（複数行政区に設置）

商工会青年部（1,699）/商工会女性部（1,693）

連携

都道府県商工会連合会（47）

都道府県商工会青年部連合会/
都道府県商工会女性部連合会

連携

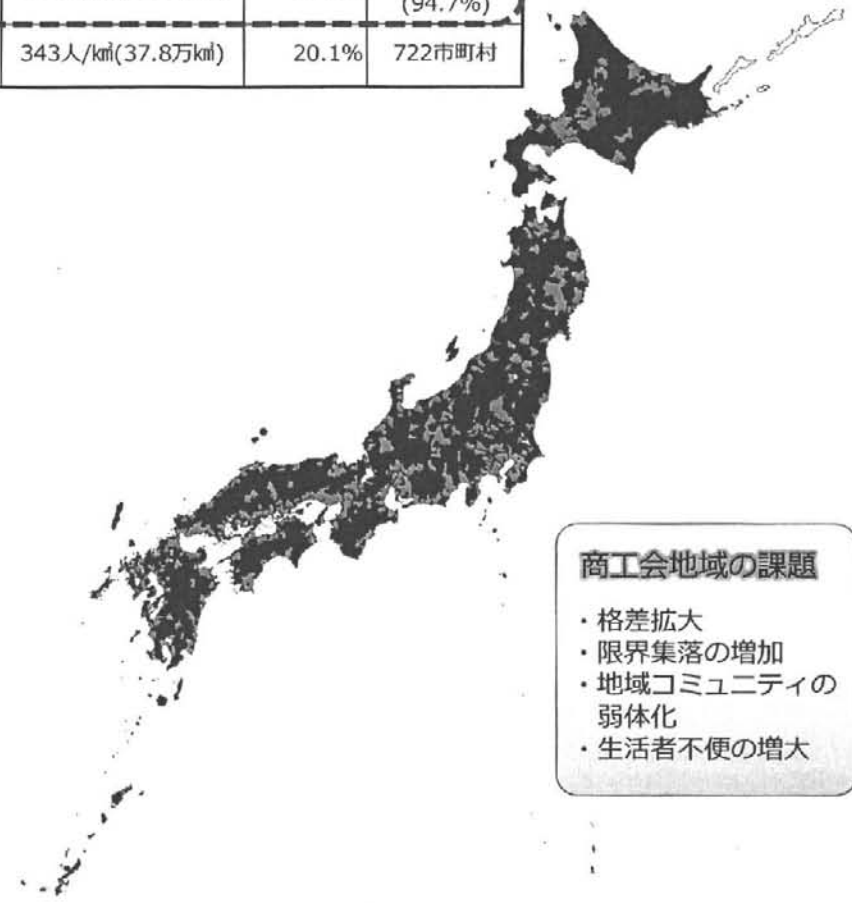
全国商工会連合会

全国商工会青年部連合会/
全国商工会女性部連合会

日本全体に商工会が占める割合

< ■ : 商工会地域 >

	人口密度(面積)	高齢化率	過疎法指定 市町村
商工会	155人/km ² (27.4万km ²)	21.7%	684市町村 (94.7%)
日本全体	343人/km ² (37.8万km ²)	20.1%	722市町村



商工会地域の課題

- ・格差拡大
- ・限界集落の増加
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・生活者不便の増大

☆経済の国際的な広がり進展

【国際経済の動向が即座に地方の中小企業経営にも影響】

☆市町村合併の進展【3,232 (H11.3) →1,727 (H22.3)】

☆人口の一極集中など都市と地方の格差拡大

☆地方分権の推進

【三位一体の改革による小規模関連予算の都道府県への移譲】

1,747商工会・47都道府県連合会

会員 87万 職員 13千人 (うち経営指導員等 5千人)

1. 都市と地方の格差拡大、さらには地方の中での中心部と周辺部との格差の拡大
2. 少子高齢化・過疎化の急激な進行
→さらなる過疎化による限界集落の増加
3. 地方における地域の担い手の弱体化と地域コミュニティ機能の脆弱化
→農協・漁協など地縁的団体の統合やバス・鉄道など公共交通機関の廃線による生活者不便の増加

1. 地域を支える中小・小規模企業に対する地域密着型経営支援サービスを強化するための巡回指導の徹底強化
2. 地域資源活用や農商工連携等の新たな取組みにより、疲弊した地域経済を立て直す
3. 高齢者生活支援事業（宅配や乗合タクシーの実施）や、子育て支援、行政サービスの代行など、良好な地域コミュニティ維持のための活動

商工会が実施する支援事業

中小・小規模企業の経営力向上と「人と人の顔の見えるつながり」によるまち維持

1. 地域中小企業のニーズに対応した経営支援サービスの強化

- (1) 地域を支える中小・小規模企業に対する地域密着型経営支援サービス（マル経融資をはじめとする金融、税務、ネットde記帳など）を強化するための巡回指導の徹底強化
- (2) IT化、知財活用・ブランド育成、地域の魅力を活かした商品作り、輸出も視野に入れた販路拡大等といった様々な経営課題に対応した支援サービスの提供（JAPANブランド事業など）
- (3) 商工会地区では積極的に地域資源の活用を通じ、農商工連携等の新たな取り組みとして、商工会とJA・漁協等との連携強化による第1次、第2次、第3次産業をつなげる総合経済支援の実現（地域資源∞全国展開プロジェクトなど）

2. 巡回を中心とした経営支援サービスを通じて明らかになった地域の課題の解決に取り組む地域貢献活動の強化

- (1) 地域清掃・環境美化、防犯パトロール、災害時の備品の備蓄提供など、地域貢献活動の充実・強化
- (2) 高齢者生活支援・福祉（宅配サービス、住民乗合タクシー）、子育て（女性部による学習塾、親子教室）、郵便事業など、コミュニティサービスの事業化
- (3) 公共施設の指定管理者、「道の駅」・特産品売り場、介護事業など、公的サービスのアウトソーシングの積極的受託

農商工連携、住民サービス向上事例 (いずれも商工会が関与)

農商工連携・福岡県水巻町商工会



【地域の状況（人口約31,000人）】

- 畑の宅地化、減反政策による生産調整
- 町を代表する特産品がない



【商工会の取組】

- 商工会が地元農家に休耕田で「でかにんにく」の栽培を依頼
- 商工会女性部が中心となって「でかにんにく」を原料にしたドレッシングやみそ、醤油を商品化
- 現在は地元13の会員店舗を中心に販売している

ミニシティ化・宮城県丸森町商工会



【地域の状況（人口約16,000人）】

- 平成12年にJA購買部、14年には大張地区（人口1,100人）唯一の小売店が相次いで廃業
- 車の運転ができない一人暮らしの高齢者にとっては日常生活に大きな影響が出た

【商工会の取組】

- 翌15年、商工会が住民等に出資を募り、物産センター「なんでもや」を開設
- 取り扱う品目は食料品から、雑貨、靴、農機具、自動車までとにかく「なんでも」
- 御用聞きサービスも行い、地域住民に欠かせない存在に（年商4千万円）



生活支援・北海道白老町商工会



【地域の状況（人口約20,000人）】

- 町の9割が原生林で占められていることから、農業はほとんど行われておらず、観光関連サービス業及び建設業で生計を立てている町民が多い

- 近年、公共事業の減少により、建設業が衰退しつつあることに伴い町内経済も停滞傾向に

【商工会の取組】

- 商工会が町と連携し、町民の安全な暮らしと建設業振興を図ることを目的として、町民が商工会登録建設業者に住宅の耐震補強やリフォームを依頼した際、経費の10%（60万円まで）を助成するしくみを構築
- 住民等から好評を博し、2か月間で助成枠（1千万円）を消化

農商工連携・秋田県三種町商工会



【地域の状況（人口約20,000人）】

- 森岳温泉郷の観光客減→働く場がないため、若年者の町外流失が激しい
- 町を代表する特産品がないことから、地元で採れる「森岳ジュンサイ」のブランド化を企画

【商工会の取組】

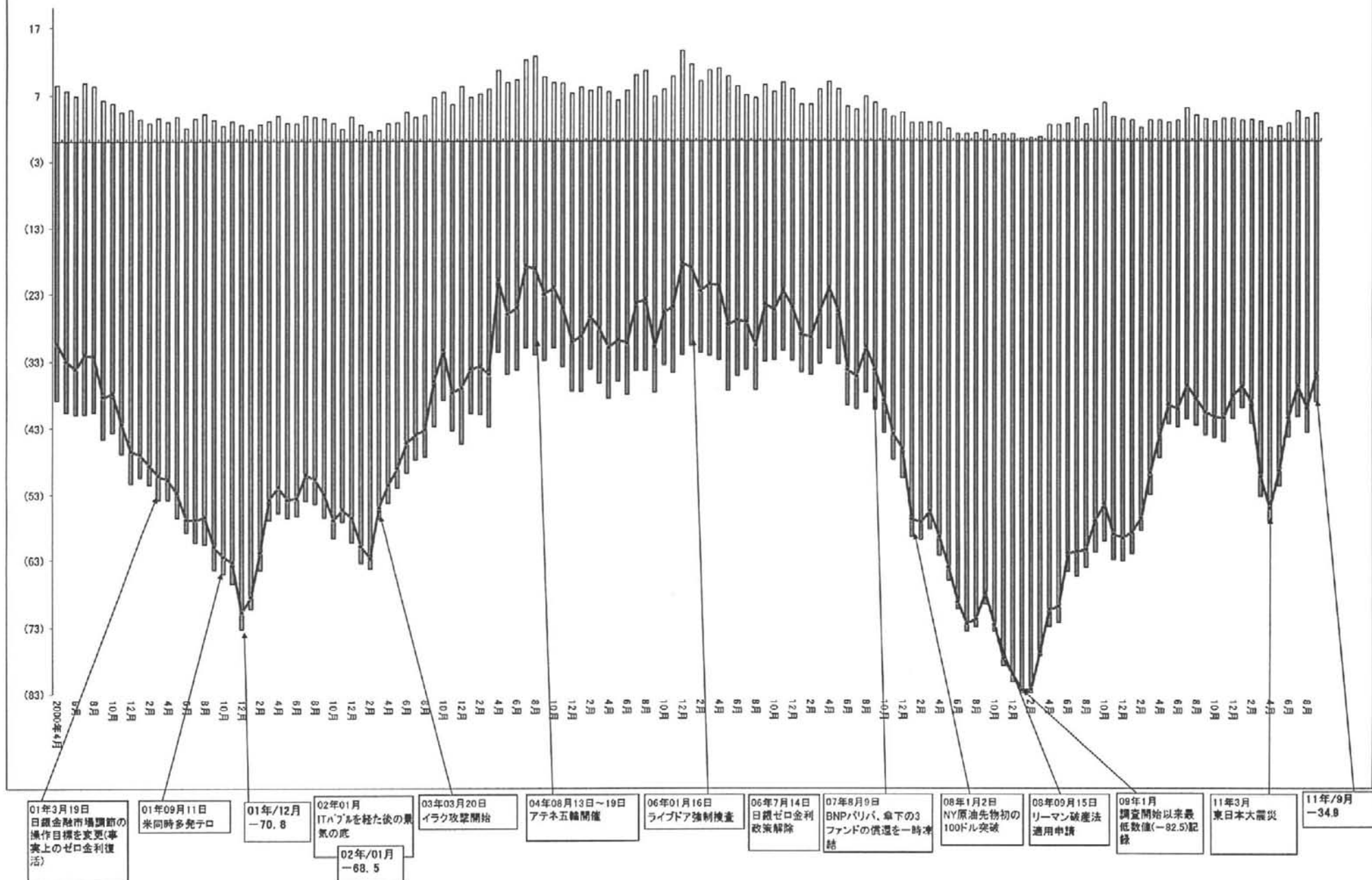
- 食材としてジュンサイを売り出すのではなく、地元産の野菜・肉をパッケージにして「夏バテに効くジュンサイ鍋」として付加価値を高める
- デパートのギフトやテレビ通販に売り込み、年間売上1千万円を達成



食べたならリリ美人

小規模企業景気動向調査(月次) 産業全体の業況…過去10年のトレンド…

□ 好転
■ 悪化
→ DI



TPP交渉早期参加についての見解

平成23年9月14日
日本・東京商工会議所

1. 東日本大震災の復旧・復興の加速、原発事故の早期収束と福島再生を

東日本大震災と巨大津波は、未曾有の被害をもたらし、多くの被災者は今なお様々な苦難を強いられている。震災復旧・復興の足取りは遅く、地域主導での取組みを加速する必要がある。このため商工会議所は政府に対し、復興庁の被災地域への早期設置、自由度の高い一括交付金の創設、復興特区制度の早期創設、地域復興計画策定のための国の方針等の早期明示等、復旧・復興を強力に推進する枠組みの早期整備などを要望しているところである。

さらに、福島県における原発事故は、福島県民の生活基盤に甚大で計りしれない被害を与え、福島県の存立自体を脅かす事態になっている。事故発生から半年が経過しているにも拘わらず、原発事故は今なお収束せず、復旧・復興の見通しが立たない状況にある。政府としては、地域住民・団体等の声に十分耳を傾け、除染対策はもとより、原子力災害の克服、地域再生・産業振興や就労支援等の継続的・計画的な実行を担保する特別立法を早期に制定するなど、福島再生に最優先で取り組むことが必要である。

2. 大震災と原発事故からの復興を支える日本経済の持続的成長の実現

福島の再生を図るためには、地域経済を含めた日本経済の成長が不可欠であり、原発事故の早期収束・福島の再生と日本経済の再生は同時に進めていかなければならない。日本全体の成長がなければ、復興に向けた取組みを計画通りに進めることができず、「成長なくして復興なし、復興なくして福島の再生なし、福島の再生なくして日本の再生なし」との認識と強い危機感を持って、福島の再生に全力で取り組むことが必要である。

日本は、大震災前から、様々な構造問題に直面しており、構造問題の解決の遅れが国全体の閉塞感の高まりを招き、活力の回復を遅らせていると言える。国内外の情勢は急速に変化しており、構造問題の解決をこれ以上遅らせると、経済は縮小均衡に陥り、先進国から取り残され、新興国に追い越されて震災復興や福島再生も迅速かつ強力に実行することができなくなる。最優先の課題である震災復興や福島再生で着実な成果を挙げていくためにも、持続的な経済成長が不可欠であり、その前提となる構造問題の解決は喫緊の課題と言える。

(1) 日本が直面する構造問題

<国内>

①財政赤字とデフレ経済

日本経済は、東日本大震災以前から、財政赤字拡大や国内需要低迷によるデフレの長期化等の構造問題を抱え、非常に厳しい状況にあった。わが国の国・地方の債務残高は、対GDP比で見ると先進国中最も高い水準にあり、国際金融市場での

信託を失わないためにも、財政再建は急務である。また、デフレが長期化する中、2008 年秋のリーマンショックが引き金となった国際的な金融危機により、国内外の生産・消費は大きく落ち込んだ。世界経済は、欧米先進国や中国における財政による景気刺激策や金融緩和策により比較的順調に回復した。また、国内の生産活動も、中国・アジアを中心とした外需の拡大により持ち直した。一方、国内の需要喚起については、財政面での制約から金融政策に依存しているが、ゼロ金利政策の下でも需要が回復する兆しは一向に現れない。

②エネルギー制約

国内では、今回の大震災による生産と消費の落ち込みは一時的なものに止まり、夏にかけて回復し震災前の水準に近づきつつあるが、経済活動により大きなインパクトを与えたのは、原発の一部稼働停止に伴う電力エネルギーの制約の顕在化であった。当面のエネルギーの安定供給とともに、原発事故を踏まえた新たな前提に基づく、短期ならびに中長期のエネルギー政策の見直しが急務になっている。

③立地競争力低下と超円高による産業空洞化懸念

アジア諸国との比較で相対的に高い法人税率や F T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）への取組みの遅れ等によりわが国の競争力が低下しているのに加え、震災直後からの超円高の定着により、製造業では海外移転が促され、地域の中小企業では、このままでは仕事なくなるのではないかという危機感が高まっている。製造業の海外移転による産業空洞化は、日本経済の再生にとっての大きな制約要因になるため、迅速かつ大胆な対策が必要になっている。

④少子高齢化の進行による社会活力の減退と国内市場縮小

少子高齢化の進行により、社会保障給付費増大と財源不足の問題が顕在化している。このため、国民・企業の将来への不安が高まり、そうした不安の高まりが、経済活動を抑制し、社会の活力を減退させているとの見方もある。国民・企業の将来への不安を払拭して、健全な経済活動を促し、社会の活力を回復させるためにも、税財源と一体化した持続可能性のある社会保障制度の見直しが喫緊の課題になっている。また、国内市場の拡大が期待できない中、内需依存型企业は、従来の延長線上では将来の事業の成長を見込み難く、海外展開を含め、グローバルな視点での取組みが求められる。

⑤農林漁業の構造改革

農林漁業は長期衰退傾向にあり、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）参加問題は別にしても、従事者の高齢化・後継者不足対策、農地集約化、六次産業化等農林漁業再生に向けた構造改革は待ったなしの課題である。たとえば、高品質の農産物を生産する耕作技術を有する日本の農業は成長産業に成し得るとの声があり、全体の 70% の農家が生産するコメも生産性向上・価格引下げにより競争力ある輸出品目にすべきである。日本の農業は大きな可能性を秘めており、高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生実現会議」で早急に議論をした上で、地域振興を含む具体的施策を着実に実行していくことが必要である。

⑥地域経済の疲弊

人口減少や高齢化、地域基幹産業の停滞・衰退、さらには国・地方の財政悪化による公共事業減少等により地方の活力が減退し、地域経済の疲弊の度は深まっている。地域の実情に合った魅力ある街づくりや産業活性化が当面の課題であり、国と地域の連携により生活基盤の確保と地域経済の成長力の強化に取り組んでいく必要がある。

<海外>

①世界経済の構造変革

リーマンショックが引き金となった国際的な金融危機を契機に、中国・インドを中心とした新興国経済の影響力が強まり、一方で先進国経済の地盤沈下が鮮明になった。特に、アジアの成長は目覚ましく、2020年にはアジアのボリュームゾーン（中間層）が約20億人に拡大するとの試算がある。アジア諸国の経済発展と、それに伴う国民の生活水準の向上により、アジア域内の需要は、引続き着実に拡大すると見込まれている。

②F T A・E P Aへの対応の遅れ

世界経済の健全な発展のための貿易・投資活動の枠組みともいえるW T Oドーハラウンドでも新興国・発展途上国の発言力が高まり、参加国数の増加と相まって交渉は難航し、現時点では妥結の目処が立たない状況になっている。W T O交渉の困難さを踏まえ、先進・新興各国は、二国間ないし複数国間でのF T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）締結拡大にしのぎを削りあっており、円滑な国際経済活動の観点から、日本としても競合国に遅れることなくF T A・E P Aへの積極的な取り組みが求められている。

③グローバルな競争の激化と日本の競争力低下

わが国がこれまでF T A・E P Aを発効、あるいは署名した国々との貿易額が貿易総額に占める比率（貿易カバー率）は、17.6%に過ぎず、米国（38.0%）・韓国（35.8%）に大きく水をあけられ、中国（21.5%）にも遅れをとっている。特に、韓国は、米国・E U等主要市場とのF T Aを合意・締結するなど日本を大幅に上回るスピードで経済連携を推進しており、韓国製品の輸出拡大を強力に後押ししている。日本としては、少なくとも韓国企業とのイコールフットイングを実現させるために、政府の強いリーダーシップで戦略的にF T A・E P Aを推進し、F T A・E P Aによるわが国の貿易カバー率の拡大に取り組むことが喫緊の課題になっている。

（2）震災を通じて再認識されたサプライチェーンの問題と国際的な絆の大切さ

①サプライチェーン

大震災は、自動車・電子機器関連の部品生産に大きなダメージを与え、サプライチェーンが寸断されて世界的な生産停滞をもたらした。被災企業の復旧に向けた不断努力と関連企業の手厚い支援等により、サプライチェーンは当初の予想よりも早く復旧したが、この間の国内外の生産動向を通じ、サプライチェーンにおける日本の中小企業を中心とした部品産業の役割・機能の重要性が再認識される一方、

日本企業がサプライチェーンから脱落する懸念も出てきた。

②国際的な絆

大震災発生直後から被災地救援・支援に寄せられた海外約 130 カ国からの好意は、日本国民の胸に国際協調の有難さ・大切さを深く刻み込んだが、こうした海外からの支援はこれまでの外交・貿易経済政策の賜物であり、諸外国との多角的な関係強化の重要性が再認識された。特に、米国とは、同盟国として、長年の重層的・多角的な関係に基づいた相互信頼と一層の関係強化の重要性が再認識された。

③震災から得た教訓を活かす

以上の震災による教訓から、グローバルな経済の下では、災害時等の不測の事態にも強いサプライチェーンを再構築することが、わが国経済にとって極めて重要であると強く再認識された。また、強いサプライチェーンの再構築は、世界経済の発展にも貢献することになる。そうした強いサプライチェーンを幅広い地域で実現するためには、二国間の E P A よりも、より大きな経済効果が見込め、かつ、貿易・投資手続きの簡素化・統一化等により企業の負担を軽減できる、複数国間の E P A が必要であることも併せて強く再認識された。

(3) T P P 交渉参加についての総合評価と見解

商工会議所は、昨年 10 月に、T P P 交渉参加への早期表明ならびに貿易自由化に耐え得る強い農業との両立を前提に質の高い E P A の締結を政府に要望し、地域社会の基盤である農業の活性化には国費を投入することもやむを得ないとの考えを示した。その後 1 年経過したが、T P P 参加国による交渉が進展している中、商工会議所では、交渉参加国の交渉当事者や民間関係者より独自に関連情報の収集に努め、改めてこの時点で T P P 参加による効果と影響を分析し、現在と将来について総合的な評価をし、T P P 交渉参加の是非を判断することとした。

日本が直面する構造問題を解決し、経済を再び持続的成長の軌道に乗せて、社会全体の活力を取り戻すために、政府は、震災復興と福島再生を最優先に取り組みながら、同時並行して成長戦略を強力に推進していくことが必要である。

成長戦略の中でも、アジアを包含する包括的経済連携の推進が極めて重要であり、今後も着実な拡大が見込まれるアジアの需要を国内の成長・雇用につなげる好循環を実現し、日本経済の持続的成長を図っていく必要がある。特により多くの国・地域を包含する高いレベルの F T A ・ E P A を推進していくことは、グローバルなビジネス環境の改善につながり、日本企業の海外展開を強力に後押しすることになる。また、これが、強いサプライチェーンの再構築に向けた環境づくりとしても役立つという認識は、前述の通りである。

アジアを包含する包括的経済連携協定の中で具体的な交渉が進んでいるのは T P P のみであり、T P P は、日本も長年取組んでいる F T A A P（アジア太平洋自由貿易圏構想）へのステップになり得る。また、T P P には、市場経済、法秩序と民主主義という共通の価値観を持つ米国をはじめとした先進国が、透明で高いレベルの

ルールに新興国・発展途上国を組み入れることで、当地域内の貿易・投資活動を一層活性化させるという側面もあり、推進の意義は大きい。

TPP交渉参加について判断を下すに当たっては、政府が震災復興と福島再生を最優先で取組んでいることを踏まえ、震災や原発事故によって大きな被害を受けている福島県等の農業者・漁業者の心情、地域コミュニティの存続等に十分に配慮するとともに、復旧・復興に向けて万全な対策を講じ、迅速に実行していくことが不可欠である。TPPに参加した場合の影響について、各地商工会議所から様々な懸念の声があがっており、産業・経済・社会基盤が受ける影響への不安は切実なものがあるため、地域社会・経済への影響を克服するための地域対策を前広にしっかり講じる必要があると考える。

また、TPPに反対する声が根強くあることは承知しているが、反対の主張には、TPPが正しく理解されていないことに起因しているものもある。商工会議所としては、TPPの交渉分野・内容、留意すべき事項や影響等を総合的に判断して、将来の国づくりにTPP交渉への参加が欠かせないと考えており、また、様々な懸念については、交渉に早期に参加して綿密な交渉を行い、影響を極小化するとともに、適切な対策を講じることにより克服していくべきものと考えている。

TPP参加国による交渉の進捗は、当初の想定よりも遅れており、本年11月開催予定のAPEC首脳会議（於：ハワイ）における合意は事実上困難で、大枠合意に止まると見られているが、来年の米国の大統領選挙が本格化する前にできる限り交渉を前に進めるとの意向がある模様。東日本大震災の発生でTPP交渉参加への可否判断が遅れている日本政府としては、参加表明から実際の交渉参加までには相応の時間を要することを考えると、速やかに交渉参加の決断を下すことが必要と考える。

3. TPPとは

TPPの交渉分野・内容については、日本が当事国として交渉に参加していないため入手できる情報が限られているが、商工会議所として収集した限られた情報に基づき分析し、TPPの交渉分野・内容における留意すべき事項、TPPに関して懸念されている事項、ならびにそれらを踏まえて国内での影響を極小化するためにとるべき対策についての考え方を以下の通り整理した。

（１）TPPの交渉分野・内容における留意すべき事項＜特徴・期待される効果＞

①国内での（behind the border）ビジネス環境改善に焦点を当てていること

交渉事項の中で、関税問題のような国境における（at the border）措置と併せて、参加国の国内での（behind the border）規制緩和・手続き標準化などのビジネス環境整備に焦点を当てていることが最大の特徴と言える。

②中小企業にとってのビジネス環境改善を目指していること

中小企業に焦点をあて、中小企業が利用し易い協定作りを目指している。各国ごとに異なる規制や手続きを可能な限り整合化・調和して一貫性を持たせることを

目指しており、そのためのメカニズムを策定しようとしている模様である。また、メカニズム策定に当たって民間の意見を反映させる機会を確保する仕組みづくりも議論される。

③二国間のEPAの積み上げではできない分野・内容が盛り込まれていること

二国間FTA・EPAは、企業の国際展開を後押しし、円滑な事業活動のための環境改善に役立つが、その効果および対象市場は二国間に限られる。TPPにより、より多くの参加国間のルールを共通化・普遍化することは、二国間FTA・EPAの積み上げではできない。TPPには、国により異なる規制・手続の統一化や非関税分野を含む幅広い分野を自由化・透明化する利点があり、企業の広域的な国際展開が一層促進され、国際経済関係の一層の拡充強化につながる。ルールの共通化により、わが国にとってプラスの効果が見込まれる事項としては、以下があげられる。

- ▶ 技術を守り、技術で稼ぐ：
投資受け入れ条件としての技術移転要求の禁止
模造品・海賊版の取り締まり強化 等
- ▶ 海外での利益を守る：
自国民の雇用要求
政府調達での国籍による差別禁止
規制変更前から本国への説明・意見公募の義務化
投資先の利益送金制限の禁止 等
- ▶ 事業活動を不利にせず、雇用を守り、増やす：
自国産部品の優遇措置の禁止
環境保全規制や労働者保護規制の徹底 等
- ▶ 経済や社会の安全を確保：
資源・食料が不足した国に対する輸出制限の禁止・抑制
安全基準や事故情報を共有 等
- ▶ 中小企業の海外展開を促進：
貿易手続きの簡素化
貿易手続き・規制の公表等ルールの透明化 等
- ▶ 日本の強みを活かせる標準をつくる：
規制・基準づくりの初期段階からの意見提出の可能性 等

④先進国並みの制度を途上国に整備させる分野・内容が盛り込まれていること

透明で高いレベルの包括的経済連携の実現により、参加国域内における事業活動の一層の促進を目指している。具体的には、以下の事項があげられる。

- ▶ 投資・サービスに関して、自由化されない品目・分野がネガティブリスト方式により明確になることで、企業の市場参入の判断がし易くなる。
- ▶ 投資に関する紛争解決では、国家間の紛争解決に加え、投資家が約束を守らなかった相手国を訴えることができる措置も議論している。企業の投資保護、事業環境改善に大いに役立つと言える。
- ▶ 貿易・投資に関する各国の規制・手続きが共通化されることで、中小企業は、1カ国に対応できれば他の協定締結国への対応が飛躍的に容易になり、新たな市場へ円滑に参入・進出する機会が増える。また、規制・手続きの一貫性に

加え、貿易・投資コストの低減を通じた企業の競争力向上策について民間の意見が反映されることにより、民間にとって使い勝手のよい協定を実現することができる。

- ▶ これまで日本のEPAでは取り上げていなかった環境・労働について、競争を有利にする、あるいは貿易・投資を誘致する目的で規制や基準を緩和する行為を規律することが議論される見通しであり、既に高いレベルの環境基準・労働基準に対応しているわが国企業の競争力確保につながると見られる。

⑤質の高い貿易自由化を目指す、交渉によりセンシティブ品目等を確保する余地があること

TPPは、例外なき関税撤廃による高いレベルの協定を目指しているが、これまでの交渉経過に関する情報によれば、即時関税撤廃を求めているのではなく、また、センシティブ品目等を交渉で確保していく余地があると見られる。関税を扱う分野では、以下の点が指摘できる。

- ▶ 物品市場アクセス（物品の関税の削減・撤廃）において、交渉方法は、参加国全体の交渉と関係当事国である複数国だけの交渉が並行して行われている模様。輸入の増加によりその国の社会や経済に大きな影響を与える恐れがあるセンシティブ品目について、米国は既にFTAを締結した国との間で除外した品目を、TPPでも同様に除外する方向で協議している模様。わが国が、センシティブ品目を除外するように交渉し、確保することもあり得る。
- ▶ 関税自由化は、即時関税撤廃を意味するものではなく、WTO協定で認められている10年以内に関税撤廃すればよく、その間に、各国は国内事情に応じた地域対策等様々な対策を講じることができる。ただし、米国が締結済みのFTAでは10年を超える関税譲許（削減・撤廃など）の事例（りんご20年、牛肉18年、砂糖16年等）があり、交渉により10年を超える期間での関税撤廃を確保することもあり得る。
- ▶ 関税（段階的撤廃、交渉対象からの除外）以外でセンシティブ品目を守る方法として考えられるセーフガード措置（輸入急増時の国内産業保護のための緊急措置）については、現状では物品市場アクセス交渉が収斂していないため、未だ本格的な交渉は始まっていないようである。TPPでセーフガードを規定に盛り込むとともに、例えば農産品など特定のセンシティブ品目に関するセーフガード措置を交渉する余地はあると考えられる。
- ▶ 関税減免の対象となる「締約国原産品」として認められる条件についての原産地規則については、協定ごとに異なる規則が一本化されることで企業の負担は大幅に軽減される。

⑥生活・社会面で論議を呼んでいる事項

従来の社会ルールや秩序、慣習等が破壊され、国民の安心安全な生活基盤が脅かされるとの声が、一部に上がっている。具体的には、金融・保険や看護師などの労働力の自由化も交渉内容になっており、わが国の仕組みや基準がアメリカンスタンダードに一変しかねない極めて大きな問題を含んでいるとの認識である。しかし、これまで入手した情報によれば、以下のように理解すべきと考える。

- ▶ 医師・弁護士・看護師・介護福祉士等外国人専門職の資格の相互承認をするための交渉は行われる可能性があるが、この場合でも、関係法令による取り

決めや、それぞれの具体的な資格の性格を踏まえて、わが国が主体的に判断することになる。

- ▶ これまでF T Aで単純労働者が自由化の対象にされた例はない。米国等の先進国も、単純労働者の受入れには反対している。「労働」の項目では、国際的な労働の基準の遵守を交渉対象にしている。
- ▶ T P P交渉参加国が過去に締結したF T Aでは、「社会保障制度」は交渉対象から除外されている。T P Pでも、除外と考えるのが自然であり、条文ベースの交渉が開始している現時点でも議論しているとの情報はない模様。日本としても、国内問題として議論されるべきテーマである。
- ▶ わが国はW T Oや既存のE P Aで医療サービスへの外資規制は行わない旨約束しているが、営利目的の医療機関の開設・経営は認めていない。また、混合診療については、健康保険制度が各国で異なる中で、共通ルールとして規定されることは考え難い。T P Pとは関係なく、国内問題としては議論されるべきテーマと言える。
- ▶ 食品安全規制については、過去のF T A・E P Aと同様、手続きの迅速化や透明性の向上が主たる交渉内容であり、遺伝子組み換え食品など個別分野の基準創設は議論されていない。
- ▶ 金融サービスは、途上国の規制の撤廃・緩和を通じて市場開放を促進することを中心に交渉が進められることになっている。わが国の金融市場については、広い意味では日本郵政の問題が懸案事項としてあるが、既に相当程度自由化されており、この分野における焦点は、途上国の金融サービス市場を開放することにあると言える。

(2) T P Pによる影響ととるべき対策

<影響>

競争力の弱い産業および地域経済への影響

T P Pへの参加により、農林漁業を中心にこれまで関税で保護されてきた産業や競争力の弱い産業、ならびにそうした産業に立脚する地域経済が大きな影響を受けることを懸念する声がある。このため、政府はT P P交渉に参加する場合は、並行して、T P Pにより生じる影響を極小化するための国内対策・地域対策を最大限講じていく必要があり、これが交渉参加の条件である。

<対策>

①持続可能な強い農林漁業の実現

政府は、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」(平成23年8月2日 食と農林漁業の再生実現会議)で7つの戦略を示し、競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図る必要性を明記している。高いレベルの経済連携と両立し得る持続可能な農林漁業の実現に向け、「食と農林漁業の再生実現会議」で早急に議論をした上で、地域振興を含む具体的施策を着実に実行していくことが必要である。

②統一した基準による影響の試算と試算に基づいた綿密な地域対策の立案・実行

T P Pの影響額については各種試算が公表されているが、関税を撤廃しても何ら

の対策を講じないなど、試算の前提が各々異なるために比較検討ができず、具体的な支援・助成措置を検討することが極めて難しくなっている。T P P参加国との貿易による影響を基準に、明確な根拠に基づいた影響額の試算が必要であり、そうした試算を踏まえた支援・助成措置の検討・立案が不可欠である。影響額を正確に試算するためにも早期に交渉に参加し、交渉の内容を正確に把握することが必要である。

米国では、U S T R (通商代表部)が、T P P参加による効果、すなわち関税引き下げによる需要・輸出の増加額や雇用への影響等を州ごとにまとめて公開している。また、商務省では、輸入で影響を受けた地域(州より小さなコミュニティー単位)を対象にした貿易調整支援制度と、失業率・平均所得や貿易パターンの変化による悪影響等特殊事情を基準に選定した地域を対象に、新産業の誘致・振興や地域クラスター育成等を目的とした経済調整支援制度を設けている。

日本でも、地域経済への影響について、交渉に参加して得られる情報をもとに政府が統一して輸出入それぞれの効果と影響を綿密に試算し、米国の事例なども参考に、影響を極小化する地域対策を講じる必要がある。

③交渉によるセンシティブ品目等の確保を通じた影響極小化

前述の通り、T P Pでは、交渉により、食料の安定供給に必要な農産品や競争力の弱い産業を守る余地があり、戦略的な検討・取組みが必要不可欠である。具体的には、以下のような段階的な取組みが求められる。

- ▶ 前述の通り、持続可能な農林漁業の実現を目指す「食と農林漁業の再生実現会議」における議論を踏まえた具体策ならびに実施工程を検討・立案すること。
- ▶ 物品市場アクセスの交渉において、センシティブ品目を慎重に選定した上で、他の交渉参加国による容認実現に向けてわが国の立場を明確に主張し、粘り強く交渉を行うこと。
- ▶ 影響を受ける農産品等に対する関税削減期間における国内対策等のセーフティーネットを策定し、その内容・実施工程を綿密に検討・立案すること。

4. T P Pと日E U・E I A、日中韓F T Aの一体的推進

本年5月の日・E U首脳会談で、本年中の本格交渉開始が合意された日E U・E I A(経済統合協定)については、日本がT P P参加を真剣に検討し始めたことが、長年交渉のテーブルにつくことをためらっていたE U側を前向きな姿勢に変えさせた一因と見られている。また、E U側は、非関税障壁等国内措置(behind the border)に強い関心を示しており、T P Pの交渉内容と類似性があることも踏まえ、一体的に推進していくことが望ましい。

日中韓3カ国では、中国との関係でT P P交渉参加の意義は大きいと考えられる。すなわち、投資や知的財産などの分野でT P Pの透明で高いレベルのルールを前提に中国との交渉に臨むことで日本が交渉の主導権を握ることができ、日本企業にとって中国でのビジネス環境の改善につながるF T Aの実現が期待できる。

韓国は、米国とのF T Aに合意済みで、両国議会で批准されれば、いつでもT P P交渉に参加することができるようになる。万一、韓国が日本より先にT P P交渉に参加すると、ますます韓国企業の優位性が強まることになり、こうした事態は絶対に回避しなければならない。すなわち、日本が韓国より先にT P P交渉参加を決断することが不可欠と言える。

特に、海外で事業展開する中小企業にとっては、より広い地域を対象にしたルールの共通化がもたらす効果は大きく、協定締結国域内の最適な場所に事業拠点を設置・移転しやすくなるなど、国際分業の推進やサプライチェーン強化の観点からも好影響をもたらすと考えられる。また、貿易等による直接の利用がない中小企業にとっても、取引先大企業の海外展開拡充を通じて取引が拡大するなど、間接的に協定の効果を享受することも期待できる。

5. T P P交渉への参加を一刻も早く決断を

以上見てきた通り、T P Pは、企業の海外での事業展開を一層促進し、とりわけ中小企業の国際展開を後押しし、わが国経済の再生と将来の国づくりに欠かせない基盤になるため、T P P交渉への参加は必要と判断される。T P Pに参加した場合の様々な影響については、交渉に参加してわが国の立場を明確に主張することで影響を極小化できるものと思われる。また、統一された前提・基準による影響の試算に基づいた地域対策を着実に実行することで、懸念されている地域への影響を克服することができると考える。

商工会議所としては、政府を中心とした政治の強いリーダーシップで、T P P交渉に早期に参加するという決断を迅速に下すことを強く求める。その際、地域経済や農林漁業への影響を克服するための地域対策が不可欠である。また、交渉においては、わが国の立場をしっかりと主張し、影響の極小化につながるセンシティブ品目の除外や関税撤廃までの期間の延長等を最大限確保すべきである。

以 上



経済成長の核としての経済連携戦略

—TPP 交渉への早期参加を突破口に—

2011 年 8 月

公益社団法人 経済同友会

はじめに

経済同友会は、グローバリゼーションが進展する中で日本経済の発展には自由貿易の一層の拡充が不可欠であるとの認識に立ち、WTO ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を提言し続けてきた。しかし、ドーハ・ラウンドは本年末に向けた交渉が停滞するのみならず、一括合意という交渉の枠組みをめぐる議論も加わって、早期の前進は望めない。

こうした状況下では、次善の策として、FTA/EPA ネットワークを拡充することで自由貿易網を順次拡大していくべきである。我々は、現在考えられる中では、多国間 FTA であり、かつ他の FTA/EPA よりも自由化の度合いが高く、24 の作業部会を設けて交渉が進められている、レベルの高い経済連携協定である TPP への早期交渉参加を決断することを政府に強く求める。

1 TPP交渉への早期参加を求める理由

我々は、TPP交渉への参加を求める理由を、昨年11月の経済3団体連名の決議において、以下のとおり示した。

- ① 日本がこれから人口減少社会へと進んでいくことで、国内市場の縮小が見込まれる中、それでも競争力を維持・強化していくためには、グローバル市場に積極的に出ていき、アジアを中心とする、急速に台頭した新興国の経済成長の果実を日本に持ち帰ることが不可欠であること
- ② 日本企業が世界で事業展開していくにあたっては、競争条件を少なくとも同等以上にすることが必要で、TPPがその試金石になること

自由貿易の拡充に関連して必ず問題になるのは、食料自給率が維持向上できないという懸念である。勿論、食料自給率は重要であるが、一方で、食料の調達能力を持つことも必要である。経済連携協定を結ぶことは、日本と友好的関係を持つ国々を作ることであり、食料の調達能力の維持向上に資すると考える。

TPP交渉の参加国には世界経済の成長センターであるアジアの国々が含まれる。彼らとともに交渉に参画し、同じ経済圏の中で共通のルールを作っていくことは、我が国はもとより、交渉参加国のさらなる経済成長につながる。また、TPP交渉への参加は、政府が「新成長戦略」のゴールに定めている「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築」に向けた重要な一歩にもなる。

経済連携交渉は、そのルールづくりから参画しなければ国益への寄与は困難で、

一旦参加国で合意したルールを修正するのは容易ではない。TPP 交渉は、11 月の APEC に向けて着々と進んでいる。今のまま TPP 交渉への参加の結論を先送りすることによって、日本の意向を交渉に生かせるタイミングを失ってはならない。

2 TPP 交渉に参加することにより想定される効果

自由化の度合いが高い経済連携協定である TPP 交渉への参加は、我が国の経済成長にとって不可欠な第一次産業の再生に向けた抜本的な改革にもつながる。さらに東日本大震災からの復興に向けたメッセージになるとともに、更なる経済成長を可能にする日 EU・EIA（経済統合協定）及び日中韓 FTA 等の経済連携のフレームワークの構築にも繋がる。

(1) 第一次産業の課題の抜本的な解決を促進

農業は「第一次産業 VS 第二次・第三次産業」の図式でとらえられることが多いが、我々はその衰退を決して望んではない。むしろ、「持続的湛水農業維持費直接支払制度」（※）の導入も含めて、共に農林水産業を産業として成長させていきたいと考えている。

我々は、政府が進めている農商工連携や「6 次産業化」などを通じて、製造業やサービス産業などとの相乗効果によって、付加価値の高い商品及びサービスが提供されて、雇用の創出にまで繋がることを期待している。

新しい農林水産業の構築に向けては、政府による適切な制度整備や財政措置などが必要である。加えて、本会は、東日本大震災の被害に遭われた地域に対しては、『新しい東北、新しい日本創生のための 5 つの視点 ―東日本大震災復興計画に関する第 1 次提言』（6 月 8 日）で、農業と水産業には「復興特区」を活用し、強い農業・水産業を構築していくことを提言した。これらにより、それまで困難であった課題の抜本的解決に繋げていくべきである。

※ WTO ルール適合の視点を踏まえ、「水田等の持つ国土・環境保全機能の維持」を目的とした直接支払い制度。詳しくは本会の提言「直接支払い制度の導入で三位一体のコメ農業改革を―国土保全・持続的農業生産維持・消費者重視への転換―」（2009 年 7 月 29 日）を参照。

(2) 東日本大震災からの復興を国際社会の一員として目指す決意を表明

TPP 交渉に参加することは、東日本大震災という国難にあっても「日本は世界とともに積極的に前に歩いていく」決意をすることに他ならない。こうしたポジティブなメッセージを早期に発信することによって、国際分業が進んだ今

日においても、日本は、東日本大震災に伴って生じた様々な問題を解決し、商品・サービスの貿易における厳しい国際競争に積極的に参加することを内外に宣言するべきである。

(3) TPP というレベルの高い経済連携協定が他の交渉を加速

TPP は貿易自由化の度合いが高い経済連携協定であることから、これに日本が関わることにより、日 EU・EIA 及び日中韓 FTA 等のフレームワークの構築に繋がると考えている。

これらの関係国は、日本との FTA/EPA 交渉において日本だけを見て交渉するのではなく、世界における日本の位置づけ等のバランスも考慮しながら交渉していくのが常である。結果、各々の交渉において日本の国益に沿った結果を引き出すことが可能になる。

こうした意味でも、日本は TPP とともにあらゆる FTA/EPA 交渉に臨む必要がある。政府は、TPP 交渉への参加と同時に日 EU・EIA 及び日中韓 FTA 交渉を本格交渉に持ち込み、その他の交渉も加えて「同時多発的」に交渉を行っていくべきである。

おわりに

農業をはじめとする第一次産業、医療・福祉、労働等の関係者は、

- ① 市場原理主義が持ち込まれ、食料生産や医療経営などが輸入品や外国資本にとって代わり、減収や失業につながる
- ② TPPの影響により、それまでの従事者が退出した代わりに企業が参入しても、企業は経営状況が悪化すれば安易に撤退する

などを理由に TPP 交渉への参加に反対している。しかし、TPP 交渉への参加に反対しても国内の諸課題は何ら改善されず、現在の国民生活水準は維持できない。

TPP 交渉は一度合意に至っても 10 年間程度は、交渉を深めていく余地が残されており、その時間を国内の体制強化に充てることは十分可能である。日本には東日本大震災を被ったという事情はあるが、世界はいつまでもそれを理由として内向きになる日本を待ってはくれない。日本は一日も早く、TPP 交渉にルールづくりから参画し、国際的に影響力を持った存在にならなければならない。

我々は、改めて TPP 交渉への早期参加を求めるとともに、その実現に向けて、多くの関係者と幅広い意見交換を行っていききたい。

以上